

■ トピックス

● インフルエンザ

◇ 県内にインフルエンザ注意報が発令されました

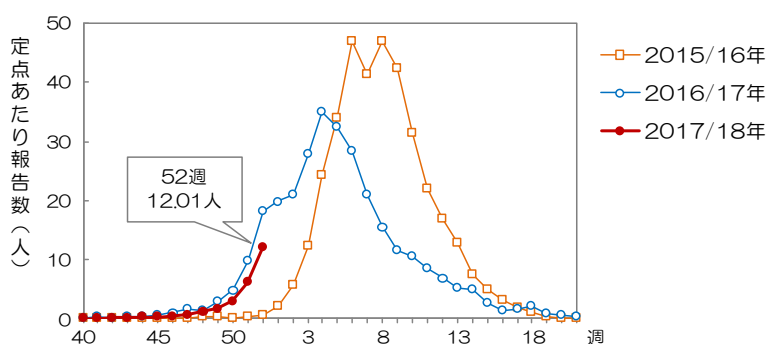
県内のインフルエンザ定点医療機関からのインフルエンザ患者の報告数は、第48週に流行入りの目安とされる定点当たり1人を超えてから週ごとに増加し、第52週は定点当たり12.01人となっています。

保健所別にみると、岐阜市、岐阜、西濃、関保健所管内で定点当たり10人を超えており、1月9日には、県内にインフルエンザ注意報が発令されました。

岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスによると、第52週に報告された患者の迅速診断キットによるA・B型別の割合は、A型が28%に対しB型が72%と多く、シーズン前半の時期としては珍しい状況となっています。

今後、さらに流行が拡大することが予想されますので、学校や職場、家庭内でより一層の予防に努める必要があります。

インフルエンザ患者報告数（岐阜県：87定点）



保健所別 定点当たり患者報告数

	全県	保健所							
		岐阜市	岐阜	西濃	関	可茂	東濃	恵那	飛騨
50週	2.98	2.86	4.18	2.20	4.38	4.75	1.63	1.14	2.10
51週	6.21	6.36	8.76	4.87	8.13	7.75	3.50	6.14	3.10
52週	12.01	17.93	16.94	11.00	11.00	9.50	9.00	7.43	5.30

警告レベル（定点当たり30人以上に達してから10人を下回るまで）
注意報レベル（定点当たり10人以上）

◇ 手洗いや咳エチケットの徹底を

基本的な予防対策としては、外出後の手洗いを励行すること、流行期には人ごみを避けること、やむを得ず人ごみに出る場合にはマスクを着用することなどが挙げられます。

また、感染拡大を防止するためには、咳エチケットによる飛沫感染対策が重要となります。

○ インフルエンザとは

インフルエンザウイルスによる気道感染症で、典型的には、1～3日間ほどの潜伏期間の後に、38℃以上の高熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然現われ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快します。高齢者や、呼吸器、循環器、腎臓の慢性疾患患者や糖尿病患者などでは、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすく、また、小児ではまれに急性脳症を起こすことがあります。

○ 感染症法における取扱い

インフルエンザは、感染症法において5類感染症定点把握対象疾患に定められており、全国約5,000か所（岐阜県87か所）のインフルエンザ定点から毎週報告がなされています。

● 感染症法に基づく届出が一部改正されました

感染症法施行規則の一部改正により、平成30年1月1日から、感染症の届出が下記のとおり一部変わりました。

<風しん>

「7日以内に届出」から「直ちに届出」に変更

<百日咳>

「定点把握対象疾患（小児科定点が届出）」から「全数把握対象疾患（すべての医師が届出）」に変更
「臨床診断による届出」から「原則として検査診断による届出」に変更

改正後の届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki.jun.html>

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>